

特別講演

主催 埼玉医科大学医学研究センター ・ 後援 埼玉医科大学卒業教育委員会

平成17年11月29日 於 埼玉医科大学第四講堂

特許出願の基礎

— ライフサイエンス分野における大学の特許戦略 —

橋本 一憲

(東京医科歯科大学知的財産本部)

1990年代後半から2000年の初めにかけて、ヒトを中心に様々な生物の遺伝子配列を地図にして示そうとするゲノム解析時代が到来し、その後、それらの遺伝子や蛋白質の機能を解析しようとするポスト・ゲノム時代に突入した。ライフサイエンス技術の市場は、ポストゲノム技術を中心として、今後、累積的に増大することが予測されており、ライフサイエンス技術の大学における取り扱い、一大学内の問題にとどまらず、日本国の産業政策上も極めて重要な問題となってきた。

現在、大学には、研究・教育に加えて、産学連携という大きな役割が与えられており、この目的達成のため、各大学に知的財産本部が整備されつつある。知的財産本部では、「大学発明の創出→大学による権利の承継の決定→特許出願と権利化→技術移転→収益の大学や発明者への還元→次なる大学発明の創出」という大学知的創造サイクルを循環させるための活動に日々努力が払われている。

発掘された発明につき大学が権利を承継するか否かの判断に当たっては、発明の特許性と市場性が重要な要素となる。特許性においては、産業上の利用性、新規性、進歩性などが評価され、例えば、機能不明な物質や医療行為発明、既に公開されたものと同一の発

明、従来技術から容易に考えられるような発明は、特許性なしとされる。また、例え特許性が高くとも、市場が小さく大きな収益が期待できないような発明については、権利の承継に否定的な判断がなされることが多い。

特許性や市場性などを兼ね備え、大学が発明につき特許を受ける権利を承継した場合には、特許出願がなされ、その後の企業等とのライセンス交渉とその成功により大学に収益がもたらされる。発明者たる大学教員には、職務発明規定に基づき、対価（ステージに応じて出願保証、登録保証、実施保証）が支払われ、大学と大学教員との間の利益分配がなされる。分配された利益は、次なる発明活動のための資金となり、また産学連携へのモチベーションとなることが期待される。

大学の知的財産本部は、目利き能力（技術を種々の観点から評価する能力）と交渉能力を兼ね備えた人材を確保し、発明者、TLO、企業、外部協力者等との密接な連携の下、上記大学知的創造サイクルを効率的に循環させ、大学のプロフィットセンターとして有効に機能することが急務となっている。ライフサイエンス分野は、この目的達成のためのシーズを生み出す分野として、最も期待されている分野の一つである。